

令和4年第4回（9月）吉川市議会定例会

議 案 書

吉 川 市

★この議案書は個人情報に配慮するため一部加工しています

No.	議案番号	件名	頁
1	第 63 号議案	吉川市建築基準法に基づく申請等に係る手数料条例及び吉川市まちづくり整備基準条例の一部を改正する条例	1
2	第 64 号議案	吉川市手数料条例の一部を改正する条例	3
3	第 65 号議案	吉川市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例	7
4	第 66 号議案	吉川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	8
5	第 67 号議案	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	10
6	第 68 号議案	工事請負契約の変更契約の締結について	19
7	第 69 号議案	市道の路線廃止及び認定について	20
8	第 70 号議案	教育委員会委員の任命について	21
9	第 71 号議案	令和 3 年度吉川市一般会計歳入歳出決算の認定について	23
10	第 72 号議案	令和 3 年度吉川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	24
11	第 73 号議案	令和 3 年度吉川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	25
12	第 74 号議案	令和 3 年度吉川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	26
13	第 75 号議案	令和 3 年度吉川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	27
14	第 76 号議案	令和 3 年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	28
15	第 77 号議案	令和 3 年度吉川市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	29
16	第 78 号議案	令和 3 年度吉川市下水道事業会計決算の認定について	30
17	第 79 号議案	令和 4 年度吉川市一般会計補正予算（第 4 号）	—
18	第 80 号議案	令和 4 年度吉川市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	—
19	第 81 号議案	令和 4 年度吉川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	—

20	第 82 号議案	令和 4 年度吉川市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	—
21	第 83 号議案	令和 4 年度吉川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	—
22	第 84 号議案	令和 4 年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	—
23	第 85 号議案	令和 4 年度吉川市水道事業会計補正予算（第 1 号）	—

第63号議案

吉川市建築基準法に基づく申請等に係る手数料条例及び吉川市まちづくり整備基準条例の一部を改正する条例

(吉川市建築基準法に基づく申請等に係る手数料条例の一部改正)

第1条 吉川市建築基準法に基づく申請等に係る手数料条例（平成12年吉川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
略		略	
8 法第85条第6項	略	8 法第85条第5項	略
の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査		の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	
略		略	
略		略	

(吉川市まちづくり整備基準条例の一部改正)

第2条 吉川市まちづくり整備基準条例（平成18年吉川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前

<p>(事前協議)</p> <p>第25条 事業者は、宅地開発を行おうとするときは、農地法（昭和27年法律第229号）、都市計画法又は建築基準法（以下これらを「関係法令」という。）の規定による申請を行う前に必要な書類を添付した書面により市長と協議をしなければならない。ただし、次に掲げる宅地開発を行おうとするときは、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 建築基準法第85条第1項、第2項及び第<u>6項</u>のいずれかに該当する仮設建築物</p> <p>2～8 略</p>	<p>(事前協議)</p> <p>第25条 事業者は、宅地開発を行おうとするときは、農地法（昭和27年法律第229号）、都市計画法又は建築基準法（以下これらを「関係法令」という。）の規定による申請を行う前に必要な書類を添付した書面により市長と協議をしなければならない。ただし、次に掲げる宅地開発を行おうとするときは、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 建築基準法第85条第1項、第2項及び第<u>5項</u>のいずれかに該当する仮設建築物</p> <p>2～8 略</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいの
で、この案を提出するものである。

第64号議案

吉川市手数料条例の一部を改正する条例

吉川市手数料条例（平成12年吉川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区分	事務の種類	手数料の額	区分	事務の種類	手数料の額
略			略		
3 建設関係	(1)～(6) 略 (7) 長期優良住宅建築等計画又は <u>長期優良住宅維持保全計画</u> の認定 ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「優良住宅法」という。）第6条第2項の規定による申出をしない場合 (ア) 一戸建ての住宅で、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項	略	3 建設関係	(1)～(6) 略 (7) 長期優良住宅建築等計画の認定 ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「優良住宅法」という。）第6条第2項の規定による申出をしない場合 (ア) 一戸建ての住宅で、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項	略

<p>の書面（以下「確認書」という。） 若しくは同法第5条第1項の評価書（以下「住宅性能評価書」という。）（いずれも優良住宅法第6条第1項各号に掲げる基準に適合しているものに限る。）又はこれらの写しが提出されたとき。</p>		<p>の書面（以下「確認書」という。） 若しくは同法第5条第1項の評価書（以下「住宅性能評価書」という。）（いずれも優良住宅法第6条第1項各号に掲げる基準に適合しているものに限る。）又はこれらの写しが提出されたとき。</p>	
<p>a 略</p>	<p>略</p>	<p>a 略</p>	<p>略</p>
<p>b 略</p>	<p>略</p>	<p>b 略</p>	<p>略</p>
<p><u>c 建築行為を伴わないとき。</u></p>	<p><u>1戸につき 13,000円</u></p>		
<p>(イ) 一戸建ての住宅で、確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出されないとき。</p>		<p>(イ) 一戸建ての住宅で、確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出されないとき。</p>	
<p>a 略</p>	<p>略</p>	<p>a 略</p>	<p>略</p>
<p>b 略</p>	<p>略</p>	<p>b 略</p>	<p>略</p>
<p><u>c 建築行為を伴</u></p>	<p><u>1戸につ</u></p>		

<p><u>わな</u>いとき。</p> <p>(ウ) 共同住宅等で、 確認書若しくは住 宅性能評価書又は これらの写しが提 出されたとき。</p> <p>a 略</p> <p>b 略</p> <p>c <u>建築行為を伴</u></p>	<p>き 85 、000 円</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>1件につ</p>		<p>(ウ) 共同住宅等で、 確認書若しくは住 宅性能評価書又は これらの写しが提 出されたとき。</p> <p>a 略</p> <p>b 略</p>	<p>略</p> <p>略</p>
<p><u>わな</u>いとき。</p> <p>(エ) 共同住宅等で、 確認書若しくは住 宅性能評価書又は これらの写しが提 出されないとき。</p> <p>a 略</p> <p>b 略</p> <p>c <u>建築行為を伴</u></p> <p><u>わな</u>いとき。</p>	<p>き 25 、000 円</p> <p>1件につ</p> <p>き 12 7,00 0円</p> <p>1件につ</p> <p>き 19 4,00 0円</p> <p>1件につ</p> <p>き 19</p>		<p>(エ) 共同住宅等で、 確認書若しくは住 宅性能評価書又は これらの写しが提 出されないとき。</p> <p>a 略</p> <p>b 略</p>	<p>略</p> <p>127, 000円</p> <p>194, 000円</p>

		4,000 0円			
	イ 略 (8) 長期優良住宅建築等 計画又は <u>長期優良住宅 維持保全計画</u> の変更の 認定			イ 略 (8) 長期優良住宅建築等 計画の変更の認定	
	ア～ウ 略 (9) 長期優良住宅建築等 計画又は <u>長期優良住宅 維持保全計画</u> の認定計 画実施者の地位の承継 の承認	略 略		ア～ウ 略 (9) 長期優良住宅建築等 計画の認定計画実施者 の地位の承継の承認	略 略
	(10)～(28) 略			(10)～(28) 略	
略			略		

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

令和4年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の一部改正に伴い、建築行為を伴わない既存住宅の長期優良住宅認定制度が創設されたため、当該認定に係る手数料を定めたいので、この案を提出するものである。

第65号議案

吉川市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例

吉川市児童福祉審議会条例（平成14年吉川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(設置) 第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議するため、及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） <u>第7条第1項</u> の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する事項を調査審議するため、吉川市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。	(設置) 第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議するため、及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） <u>第7条第1項</u> の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する事項を調査審議するため、吉川市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものである。

第66号議案

吉川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

吉川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年吉川町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 職員は、次に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(13)の2 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後<u>1年</u>を経過する日までの期間（第3号ただし書の規定により期間を加算した場合にあつては、その加算した期間を含む。）にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間</p> <p>(14)～(20) 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 職員は、次に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(13)の2 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後<u>8週間</u>を経過する日までの期間（第3号ただし書の規定により期間を加算した場合にあつては、その加算した期間を含む。）にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間</p> <p>(14)～(20) 略</p>

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

令和4年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

国家公務員の休暇制度に準じ、育児参加のための休暇の対象期間を拡大したいので、この案を提出するものである。

第67号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年吉川町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、号及び号の細目（以下「移動条号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、号及び号の細目（以下「移動後条号等」という。）が存在する場合には、当該移動条号等を当該移動後条号等とし、移動条号等に対応する移動後条号等が存在しない場合には、当該移動条号等（以下「削除条号等」という。）を削り、移動後条号等に対応する移動条号等が存在しない場合には、当該移動後条号等（以下「追加条号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、号及び号の細目の表示並びに削除条号等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、号及び号の細目の表示並びに追加条号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）</p>

が1歳6月に達する日（以下「1歳6月到達日」という。）（当該子の出生の日から第4条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) 略

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(7) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(ア)において同

が1歳6月に達する日（以下「1歳6月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) 略

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)及び(2) 略

(3) 1歳から1歳6月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれ

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)及び(2) 略

(3) 1歳から1歳6月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日

にも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）

当該子の1歳6月到達日

（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日

（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末

日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 略

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 略

<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第2条の4 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。</u></p> <p>(1) <u>当該非常勤職員が当該子の1歳6月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p>	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第2条の4 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6月到達日の翌日(当該子の1歳6月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>
---	--

<p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情)</p> <p><u>第3条</u> 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。</u></p>	<p><u>(再度の育児休業をする場合から除く最初の育児休業の期間)</u></p> <p><u>第3条</u> 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。</p> <p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情)</p> <p><u>第4条</u> 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。</u></p>
---	---

(再度の育児休業をする場合から除く育児休業の期間)

第4条 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業法第10条第1項本文に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3)～(5) 略

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子につ

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業法第10条第1項本文に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第4条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第4条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3)～(5) 略

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子につ

<p>いて既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(7) 略</p>	<p>いて既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(7) 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第4条(第5号に係る部分に限る。)及び第11条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

令和4年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)の一部改正に伴い、育児休業の取得要件の緩和等を行いたいので、この案を提出するものである。

第68号議案

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区1号調整池工事（その3）
- 2 工事場所 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内
- 3 工 期 市議会の議決を得た日から令和5年3月31日まで
- 4 請負金額 変更前 385,000,000円
変更後 419,683,000円
- 5 受注者 住 所 埼玉県さいたま市浦和区岸町7丁目1番4号
氏名又は名称 荏原実業株式会社関東支社
代表者職氏名 支社長 柳本将道

令和4年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

令和3年6月11日付けで効力が発生した吉川美南駅東口周辺地区1号調整池工事（その3）の請負契約について、グラウンド整備のための盛土工事、調整池園路の転落防止柵設置工事等を行うことから、請負金額の変更をしたいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第69号議案

市道の路線廃止及び認定について

次のとおり市道の路線廃止及び路線認定をすることについて議決を求める。

1 路線廃止

路線名	起 点	終 点
2-322	大字平沼字川端52番地先	大字吉川字屋敷付1582番地先
2-346	大字平沼字町西側191番地先	大字平沼字町西側1951番地先
2-347	大字平沼字川端48番地先	大字平沼字川端28番地先
2-1089	大字平沼字川端55番地先	大字平沼字川端61番地先
2-1090	大字平沼字川端53番地先	大字平沼字川端71番地先
3-1340	大字飯島字大道199番3地先	大字飯島字大道199番3地先

2 路線認定

路線名	起 点	終 点
2-322	大字平沼字川端52番2地先	大字吉川字屋敷付1582番地先
2-346	大字平沼字町西側192番13地先	大字平沼字町西側1951番地先
2-347	大字平沼字川端48番40地先	大字平沼字川端28番地先
2-1089	大字平沼字川端54番1地先	大字平沼字川端61番地先
2-1090	大字平沼字川端53番1地先	大字平沼字川端71番地先
2-1819	大字吉川字屋敷付1521番13地先	大字平沼字川端59番5地先
2-1820	大字平沼字川端51番8地先	大字平沼字川端48番29地先

令和4年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

県による都市計画道路越谷吉川線の整備に伴い、起点が変更となる路線の廃止及び認定並びに市に移管される副道及び歩行者専用道路の路線の認定をするとともに、大字飯島地内における敷地の一体利用による市道払下げに伴う路線の廃止をしたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、この案を提出するものである。

第70号議案

教育委員会委員の任命について

教育委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 岡田早代子

生年月日 ○○○○○○○○

令和4年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

教育委員会委員の鈴木真理氏が令和4年9月30日をもって任期満了となるため、その後任に岡田早代子氏を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 岡田早代子

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

平成 5年 4月から ○○○○○○○○

平成 7年 5月まで

平成10年 4月から ○○○○○○○○

平成13年 6月まで

平成13年 7月から ○○○○○○○○

平成21年 5月まで

平成28年 4月から ○○○○○○○○

現在に至る

平成29年 4月から 吉川市立美南小学校あおぞら相談員

平成31年 3月まで

平成29年 5月から 吉川市立三輪野江小学校PTA会長

令和 2年 5月まで

令和 3年 5月から 吉川市立三輪野江小学校PTA顧問

現在に至る

第71号議案

令和3年度吉川市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度吉川市一般会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

第72号議案

令和3年度吉川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度吉川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

第73号議案

令和3年度吉川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度吉
川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

第74号議案

令和3年度吉川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度吉川市介護保険特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

第75号議案

令和3年度吉川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度吉川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

第76号議案

令和3年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度吉
川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意
見を付けて認定に付する。

令和4年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

第77号議案

令和3年度吉川市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和3年度に生じた利益について令和3年度吉川市水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについて議決を求め、同法第30条第4項の規定により、令和3年度吉川市水道事業会計決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

第78号議案

令和3年度吉川市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度吉川市下水道事業会計決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年9月2日提出

吉川市長 中原恵人